

1 居宅介護支援の介護報酬に係る費用

変更内容		
内容		単位数
居宅介護支援費 (1ヶ月につき)	居宅介護支援費 (Ⅰ)	取扱件数45件未満の場合
		1086 単位
		(10,860) 円
		1411 単位
		(14,110) 円
		取扱件数45件以上60件未満の場合
	居宅介護支援費 (Ⅱ) ※	544 単位
		(5,440) 円
		704 単位
		(7,040) 円
		取扱件数60件以上の場合
		326 単位
		(3,260) 円
		422 単位
		(4,220) 円
介護予防支援費	地域包括支援センターが行う場合	取扱件数50件未満の場合
		1086 単位
		(10,860) 円
		1411 単位
		(14,110) 円
		取扱件数50件以上60件未満の場合
指定居宅介護支援事業所が行う場合	指定居宅介護支援事業所が行う場合	527 単位
		(5,270) 円
		683 単位
		(6,830) 円
		取扱件数60件以上の場合
		316 単位
		(3,160) 円
		410 単位
		(4,100) 円

※居宅介護支援費 (Ⅱ) については、公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムの利用及び事務職員の配置を行っている場合に算定できる。

内容		単位数
② 加 算	初回加算	300 単位 (3,000) 円
	特定事業所加算 (Ⅰ)	519 単位 (5,190) 円
	特定事業所加算 (Ⅱ)	421 単位 (4,210) 円
	特定事業所加算 (Ⅲ)	323 単位 (3,230) 円
	特定事業所加算 (A)	114 単位 (1,140) 円
	特定事業所医療介護連携加算	114 単位 (1,140) 円
	入院時情報連携加算 (Ⅰ)	250 単位 (2,500) 円
	入院時情報連携加算 (Ⅱ)	200 単位 (2,000) 円
	退院・退所加算 (Ⅰ) イ (入院または入所期間中1回を限度に算定)	450 単位 (4,500) 円
	退院・退所加算 (Ⅰ) ロ (入院または入所期間中1回を限度に算定)	600 単位 (6,000) 円
	退院・退所加算 (Ⅱ) イ (入院または入所期間中1回を限度に算定)	600 単位 (6,000) 円
	退院・退所加算 (Ⅱ) ロ (入院または入所期間中1回を限度に算定)	750 単位 (7,500) 円
	退院・退所加算 (Ⅲ) (入院または入所期間中1回を限度に算定)	900 単位 (9,000) 円
	通院時情報連携加算	50 単位 (500) 円
	緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度)	200 単位 (2,000) 円
	ターミナルケアマネジメント加算 (死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合)	400 単位 (4,000) 円
	介護職員等処遇改善加算 (新設)	所定単位数の2.1% 介護職員等処遇改善加算を除く減算後の 総報酬単位数に加算率を乗じる

(1) 利用料 (ケアプラン作成料)

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に出しますと、全額払戻を受けられます。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。